

令和8年度

設計積算CADシステム導入業務

仕様書

令和8年4月

徳島市上下水道局

第1章 総則

1. 1 適用

本仕様書は、徳島市上下水道局（以下「局」という。）が設計積算業務に用いる設計積算CADシステム（以下「システム」という。）の導入、その後の賃貸借及び保守に係る仕様を定めるものである。また、本仕様書に掲げている事項は、原則としてすべてを満たすものであるが、受託者が代替案を提案し局が承諾した場合は要件を満たしたものとする。

1. 2 目的

本業務は、局が所有する水道施設（管路等）の効率的な設計及び積算を実現するために、設計積算CADシステムに関連するデータを再構築し、円滑に設計積算業務を遂行できるようにすることを目的とする。

1. 3 一般事項

- (1) 受託者は、本仕様書、その他関係書類及び局担当者の指示に基づき、誠実にシステムの導入を行い、導入後にシステムの賃貸借及び保守を実施しなければならない。
- (2) 受託者は、作業前にあらかじめ主任技術者を定め局に届けるとともに、水道業務、設計積算CADシステムに関する知識を有し、給水人口約20万人以上の事業体における設計積算CADシステムの導入及びリプレース業務の経験が豊富で、かつ善良な技術者をもって実施しなければならない。
- (3) 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、ただちに局担当者との協議のうえ決定するものとする。
- (4) 作業上やむを得ず設計変更を要する場合は、あらかじめ局担当者の承諾を受けなければならない。この場合の変更額の算出方法は局の積算基準に従い、契約金額に増減があっても受託者は異議を申し立てることはできない。ただし、仕様書、設計書に明示がなくとも、作業上欠くことのできない些少な材料、作業等は、受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項であっても、作業を実施するに当たり効果的と考えられる事項については、積極的に提案すること。
- (6) 基準書等の臨時改定及び発行の適用時期に変更がある場合は、局担当者との協議のうえ決定するものとする。
- (7) 本業務の調達対象は設計積算CADシステムとし、内容はシステム構築、導入及び運用、操作研修とする。

1. 4 業務範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) サーバ機システム構築

- (2) ソフトウェア構築
- (3) システム動作テスト
- (4) 関係者に対するシステム操作研修
- (5) 管理者及び使用者マニュアルの作成
- (6) 成果品
- (7) その他関連する作業
- (8) システムの賃貸借
- (9) システムの保守

1. 5 業務内容

次に掲げる積算基準等を参照し、局の設計積算CADシステムに関連するデータを最新のもので再構築すること。

- (1) 水道事業実務必携
- (2) 国土交通省 土木工事標準積算基準書
- (3) 徳島県県土整備部 土木工事標準積算基準書
- (4) 徳島県県土整備部 建設機械等損料算定表

1. 6 業務場所

- (1) 徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局本庁舎
- (2) 受託者の事業所
- (3) その他局が指定する場所

1. 7 実施期間

システム導入作業における構築、移行の実施期間は、契約締結日から令和8年12月31日までとし、動作確認テスト及び操作説明の期間も含む。また、システムの賃貸借及び保守の実施期間は、第5章 賃貸借 5. 2 賃貸借期間及び第6章 システムソフトウェア保守 6. 2 システム保守期間に示す。

1. 8 提出書類

- (1) 着手届（システム導入作業）
- (2) 工程表（システム導入作業）
- (3) 履行計画書（システム導入作業）
- (4) システム運用保守計画書（システム保守の各回）
- (5) 担当者選任届（システム導入作業及び保守の各回）
- (6) 業務履行体制図（システム導入作業及び保守の各回）
- (7) 担当者業務履歴（システム導入作業及び保守の各回）
- (8) 完了届（システム導入作業及び保守の各回）
- (9) 完了検査請求書（システム導入作業及び保守の各回）

- (10) その他局担当者の指示するもの

1. 9 システム構成

- (1) クライアント／サーバ形式で、クライアントは局の用意する事務用PC（Windows 11）27台（同時接続数11台）に設定する。
- (2) クライアントPC27台の内訳は、徳島市上下水道局本庁舎3階とする。
- (3) システムの構築にあたり局が提示する機能要件については、第2章のとおりとし、標準機能として対応すること。
- (4) 容易な操作により業務が執行でき、図面作成において特別な知識がなくとも、情報の検索や表計算ソフト等に加工ができる状態で抽出できる仕組みを有すること。
- (5) 今後のシステム利用職員及び端末台数の増加等についても対応すること。
- (6) システムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェアは可能な限り業界標準とし、長期間のサポートが可能であること。

1. 10 準拠法令等

本事業の実施に当たり、受託者は本仕様書のほか、次の関係法令及び規定等に準拠しなければならない。

- (1) 水道法
- (2) 水道法施行令
- (3) 水道法施行規則
- (4) 徳島市上下水道局会計規程
- (5) 徳島市上下水道局契約規程
- (6) 徳島市水道事業条例
- (7) 徳島市水道事業条例施行規程
- (8) 徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (9) 徳島市個人情報の保護に関する法律施行細則
- (10) 徳島市個人情報の保護に関する法律施行規程（上下水道局管理規程第8号）
- (11) 徳島市情報セキュリティポリシー
- (12) 徳島市上下水道局情報セキュリティポリシー
- (13) 徳島市上下水道局 水道管路設計マニュアル
- (14) 徳島市上下水道局 給水装置工事施行基準
- (15) その他関係法令

1. 11 業務計画・監理

- (1) 受託者は本業務の責任者として、全体を十分に管理・把握できる者を担当者として定め、局担当者に届けること。
- (2) 本業務を完了させることが可能な能力と人員をチームとして編成すること。

- (3) 通常及び緊急時において迅速な連絡を可能とすること。
- (4) 問題等発生時の対応体制を明確にすること。
- (5) 各リーダー及びメンバーの責任・権限を明確にすること。
- (6) 本業務に必要となる用具類・媒体・事務用品等の調達、通信費、交通費等については受託者の負担とする。
- (7) 受託者は本業務に先立ち、作業内容を十分に管理・把握し、計画的かつ効率的に業務を履行しなければならない。
- (8) 受託者は、業務計画の策定に当たり、履行計画書を提出して局担当者と十分に協議し承認を得るとともに、手戻り等が生じないよう業務を履行しなければならない。
- (9) 局と受託者間の指示事項及び質疑事項は、すべて書面をもって行うものとする。
- (10) 協議・打ち合わせ事項については、受託者により議事録を作成し提出すること。
- (11) 受託者は、契約期間中、システムの導入等の履行に関する適切な監理を行うため、作業等の進捗の把握、課題事項の整理等を実施しなければならない。
- (12) 受託者は、計画した作業工程等の変更が生じる案件がある場合は、局と協議し、承認を得なければならない。

1. 12 資料の貸与

本業務において必要とされる資料は、局の指定の手続きにて貸与する。なお、貸与された資料は他への転用や紛失がないように十分注意し、使用後は局に速やかに返却するものとする。

1. 13 機密保持

- (1) 本契約に基づく作業を実施するに当たり、直接又は間接に知り得た情報をいかなる理由があっても他に漏らしてはならない。なお、本項目については契約期間終了後又は契約解除後においても効力を有するものとする。
- (2) 成果品の取扱いについても同様である。

1. 14 個人情報の保護

本業務の実施に伴い個人情報を取り扱うに当たっては、「徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例及び同細則」を厳守しなければならない。また、個人情報を局の許可無く局の施設外に持ち出してはならない。

1. 15 成果品の帰属

受託者が本業務の契約に従い、局に納入する納品物の所有権は、当該成果物が納品された際、受託者から局へ移転するものとする。ただし、納品物のうち受託者及び第三者が従前より有していたソフトウェアパッケージ及びハードウェア機器等についての所有権等の権利は受託者又は第三者に留保されるものとする。

1. 16 損害賠償

受託者は、本業務の実施に当たり、故意若しくは重大な過失により局に損害を与えた事実が発生した場合、その損害賠償の責めを負うものとする。ただし、上限額は契約金額とする。

1. 17 契約不適合

局は、検査合格の日から1年間、受託者に対して契約目的物の契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、3年間とする。

1. 18 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、局と受託者で協議し、円満に解決を図るものとする。

第2章 システム基本機能要件

2. 1 基本機能

- (1) Windows Server 2022以降、Windows 11に対応できること。
- (2) 水道管（送配水管、給水管及び仮設配管）の布設・撤去工事の設計積算ができること。
- (3) 舗装本復旧工事（区画線設置、誘導ブロック設置等の付帯工事を含む。）の設計積算ができること。
- (4) 平面図、横断図、縦断図、断面図、詳細図、位置図及び舗装本復旧図等の図面作成ができること。
- (5) 作成した図面データを使用して自動的に数量計算ができ、その数量計算の結果から設計積算ができること。
- (6) 設計積算機能が単独でも使用可能な機能を有すること。
- (7) 作業状態に関係なく任意に作業を中断・保存でき、容易に再作業を行えること。
- (8) システム全体の設定変更を、ユーザーによって閲覧、編集の制限ができること。
- (9) 操作に不慣れな設計積算担当者を考慮し、アイコン及びメニューでの操作機能を有していること。
- (10) 作図内容を元に戻す（再実行）ことが容易にできること。
- (11) セキュリティ機能を有していること。
- (12) ユーザー情報の登録、権限設定、編集が容易にできること。
- (13) 工事単位に設計書を分け、図面と共に一元管理できること。
- (14) 設計書を、工事名称や日付等で検索できること。
- (15) 設計書のコピー、削除が容易に行えること。

- (16) 設計書に関して、閲覧、編集等の権限をユーザーごとに割り当てられること。
- (17) システムの機能に対するマニュアルを、システムから容易に表示できること。
- (18) システムの更新等が行われた場合、初回起動時に更新内容等の通知を表示すること。
- (19) 設計書ごとに、使用する歩掛や材料のデータを年度別に設定できること。
- (20) 図面及び積算等の設計書データは、システムで1つの設計書ファイルとして自動作成及び管理できること。
- (21) 設計書データは、年度、工事番号で識別できること。
- (22) 年度、工事番号によるほか、工事名、工事場所、設計書区分（当初、変更、出来高）等による設計書データの検索ができること。

2. 2 背景図作成機能

- (1) ラスターデータ（スキャン：T I F F G 4、J P E G等）及び市販のデジタルマップ等のベクトルデータ（M A N、D X F、S F C等）を背景図として利用できること。
- (2) 背景図の読み込み、自在配置、縮尺調整、修正等ができること。

2. 3 水道配管設計機能

- (1) 送配水管、給水管、仮設配管、既設管などの配管設計、及び他占用物の作図ができること。
- (2) 既設管（送配水管、給水管、仮設配管）の撤去用に配管設計できること。
- (3) 図面上の材料を任意の明細に分けて作図できること。
- (4) 不断水（不断水仕切弁、不断水割T字管）、弁栓設置工事等が設計できること。
- (5) 管種、接合形式、形状、管径等から、管材料の用途別に検索ができること。
- (6) 設置角度設定や、曲管の立体配管等ができること。
- (7) 配管作図後に、管種、接合形式、形状、管径等が変更できること。
- (8) 作図を変更することなく、数値入力から切管延長の補正ができること。
- (9) 仕切弁、消火栓、空気弁、障害物の迂回配管などの材料は、材料の組み合わせが登録されており、選択することで配管ができること。また、材料の組み合わせの追加登録ができること。
- (10) 使用頻度の高い材料が登録でき、配管時の材料選択が容易にできること。
- (11) 土被りなどの入力値から、自動的に斜距離計算して配管できること。
- (12) 配管表示は、管記号表示及び管種・口径別の引出し線表示ができるとともに、弁栓類が拡大表示できること。
- (13) 複数の給水管形式を登録して、任意に選定・修正できること。
- (14) 配置する材料に紐づく歩掛を確認しながら作図ができること。
- (15) 歩掛条件設定時に、画像等を確認しながら編集が行えること。

2. 4 自動作図機能

- (1) 背景図のベクトル図形を利用した補助線や変化点の設定に従い、直管・異形管(迂回)等の自動配管ができること。
- (2) 許容角度に基づく直管の曲線配管、曲管等の使用で自動配管できること。
- (3) 障害物が容易に配置でき、直管・曲管等を使用して自動迂回配管ができること。
- (4) 埋設条件から一体化長の自動計算ができること。また、その一体化長の値に基づき、自動的に特殊押輪又はライナ配置ができること。さらに、配置後に手動で、特殊押輪と普通押輪又はライナの有無の切り替えができること。
- (5) 一体化長の値を設定できる機能について、特殊押輪やRRビニル管離脱防止継手は、日本水道協会「水道設計指針」に基づき自動設置ができること。また、耐震管路のライナ使用箇所は、ダクタイト鉄管協会の技術資料に基づき自動設置できること。
- (6) 一体化長の管路設定時、作図された管路の対象範囲設定ができること。
- (7) 一体化長の計算設定時、水圧・共通設定項目・計算条件を自由に変更することができ、必要に応じて初期値に戻せること。
- (8) 作図時に、作図を行わない材料の自動積み上げや任意積み上げができ、数量計算まで引き継げること。
- (9) 図面上の切管を集計して甲乙組み合わせ、直管として換算した結果を画面表示できること。また、配分結果を容易に調整できること。さらに、図面編集画面で切管の甲乙変更が容易にできること。
- (10) NS形・GX形の切管処理では、必要箇所に溝切加工ができること。
- (11) 接合材料が必要な箇所には自動で配置すること。また、継手部を指示することにより、普通押輪、特殊押輪(GX形のP-LINK、G-LINKを含む)の選択ができること。
- (12) 接合材料に合わせて、材料の向きを自動調整すること。また、許容角度を考慮した調整が容易に行えること。
- (13) 図面上に作成した配管図に対して直接土工事条件を設定することが可能であり、土工事数量・管工事数量・材料数量の自動計上ができること。
- (14) 給水配管シンボルを選択することで、自由な管種で配管ができること。
- (15) 給水配管は、パターン選択によって容易に作図できるものとし、本管と同時に明細数量の自動集計・出力ができること。
- (16) 前項(15)を給水配管明細リストとして、印刷・プレビューが容易にできること。
- (17) 路上配管、浅層埋設等の考慮を行い、仮設本管・仮設給水配管ができること。
- (18) 設計基準(許容角度・切管最小延長等)に不適な配管を自動確認できること。

2. 5 チェック機能

- (1) 個々の材料ごとに、管種・口径・継手等のデータがリンクされており、接合不

可能な材料を接合しようとした場合は、エラーメッセージが表示されること。

- (2) 有効長未満の切管が発生した際にエラーメッセージが表示されること。
- (3) 許容曲げ角度を超える配管の際にエラーメッセージが表示されること。
- (4) 数量集計の対象になっていない材料などのチェックができること。
- (5) 配管の接続、未接続のチェックが容易にできること。
- (6) CADシステムから積算にデータを取り込む際に、単価が0円の項目及び代価の条件に問題があった際にエラーメッセージがでること。
- (7) 積算システムで単価が0円の材料を積み上げた際に、容易に目視で判断できること。

2. 6 土工事設定機能

- (1) 設計条件(管種・口径・土被り)に適した土工標準断面を選定して、任意に修正もできること。
- (2) 設計条件(管種・口径・土被り)ごとに布設する土工断面の設定ができること。
- (3) 設計条件(管種・口径・土被り)ごとに施工条件(昼夜、時間制約、掘削幅・余堀・深さ、土被り、埋戻土、舗装種別、土留等)、工区及び工種の設定ができること。なお、管工と土工は個別に設定ができ、夜間労務補正については、任意の補正パターンを10パターン程度登録でき各機能において設定できること。
- (4) 土量集計において、既設管及び新設管の管体積控除ができること。
- (5) 撤去管の設計条件の作成が可能で、撤去の管工と土工の数量が明細に自動で集計ができること。
- (6) 試掘土工の数量が明細に自動で集計ができること。

2. 7 設計図作成機能

- (1) 図面のレイアウトは、用紙サイズ・配置・線種・図枠・タイトル等を任意に選定・作成ができ、図面枠及び図面表題欄作成機能を有すること。また、配置した図面の移動、複写、縮尺変更等ができること。
- (2) システムで設定した工事名・工事場所データを図面表題に自動反映できること。
- (3) 配管作図画面上で作図した配管等を任意の範囲、レイヤ及び縮尺を指定して切り取り、平面図として図面レイアウト画面に配置・複写・縮尺変更して作図できること。
- (4) 配管詳細図は、画面上で作成した配管等を基に、管割付け図の作成が任意の縮尺でできること。また、3次元視点での作図ができること。
- (5) 断面図は、土工断面情報(掘削・埋戻断面図)から任意に配置・縮尺変更して自動作成ができること。
- (6) 縦断図は、画面で設定した情報から任意に配置・縮尺変更して自動作成ができること。

- (7) 管材料、管工及び土工の旗上げが自動作成でき、表示名を任意に設定できること。また、範囲指定による一括作成や重なり調整が自動でできること。手動の調整も容易にできること。
- (8) 舗装本復旧工事の作図ができること。
- (9) 管路、土工区間の寸法線が容易に作図できること。
- (10) 一定区間ごとに測点が容易に配置できること。
- (11) 図面上の材料の一覧表を自動で作成し、任意の位置に配置できること。
- (12) 材料やその他の図面上のシンボルの色を容易に設定できること。
- (13) Word及びExcelで作成した材料表等をコピーして図面に貼付けできること。
- (14) 変更設計図は、当初設計図を自動的に複写して作成できること。また、複数回の変更設計図の作成ができること。
- (15) 変更設計図では、当初配管ラインを配管退避レイヤに移すことができ、かつ印刷時に自動で非表示印刷にできること。
- (16) 他の設計書で作成された設計図を参照複写する機能を有すること。
- (17) 他占用物も含めた横断図の作成ができ、図面上の自由な位置に任意の縮尺で配置することができること。また、道路幅員等の寸法が任意の単位で表示できること。

2. 8 数量計算機能

- (1) 国土交通省、委託設計（調査・測量・設計委託）の設計体系に対応できること。
- (2) 設計図を基に材料、管工及び土工の数量が、工区及び工種別に自動集計できること。
- (3) 管布設工事と管撤去工事の数量（管工・土工）を別工区及び別工種で計上できること。
- (4) 設計図に基づき、耐震管の現場挿し口加工数量が自動集計できること。
- (5) 消火栓の材料を個別に集計できること。
- (6) 数量計算結果をExcelやPDFに出力できること。
- (7) 土工調書と断面図を1枚に出力できること。
- (8) 帳票作成機能を有すること。
- (9) 設計基準の改正等ができる機能を有すること。
- (10) システム画面で、数量計算書のプレビュー及び印刷ができること。
- (11) 設計書ごとに、建設発生土及び産業廃棄物等の総量が自動集計できること。
- (12) 工種別数量表を、管工事・土工、舗装本復旧工事ごとに作成できること。

2. 9 積算機能

- (1) 数量計算機能によって自動集計された数量を基に、工区・工種別に自動積算が

できること。

- (2) 自動積算された内容を手動で変更（項目追加、数量変更等）ができ、自動積算内容と手動変更内容が画面上で区別ができること。また、再度自動積算を行った際に、手動で変更した数量に上書きするか否かの選択ができること。なお、手動で項目追加等を行う際に単価等の検索ができること。
- (3) 間接工事費、一般管理費等の経費を 30 以上の工区及び工種で按分できること。
- (4) 積上げ共通仮設費については、工区及び工種別に積算できること。
- (5) 設計書の階層をツリー表示することができ、確認したい箇所をクリックすることで画面上に表示ができること。
- (6) 手動で内訳書及び代価表の作成ができること。
- (7) 他の設計書の内訳書及び代価表の参照又は複写ができること。その際に、現設計書の単価世代に自動更新する機能を有していること。
- (8) 手入力等で、設計書の内容を変更した場合は自動計算され、工事費や諸経費等の確認ができること。
- (9) 配管材料において、支給又は請負調達材料の指定ができること。
- (10) 配管設計積算後に単価又は設計基準の世代の変更を行う際に、自動的に金額等が更新される機能を有していること。
- (11) 変更設計書は当初設計書を自動複写して作成できること。また、複数回の変更設計書の作成ができること。
- (12) 落札率を設計書鏡に表示できること。
- (13) 変更設計時に、当初数量と変更数量をシステム上で確認することができること。
- (14) 複数工事を 1 つの設計書として作成し、経費を工事ごとに按分できること。
- (15) 局共通代価及び単価の登録及び改定ができること。
- (16) 共通代価及び共通単価をコード番号や文字等から検索し、設計書内に取込み積算できること。

2. 10 印刷機能等

- (1) 図面印刷機能を有すること。また、出力先が容易に選択でき用紙サイズ及び出力範囲を指定して縮小又は拡大印刷ができること。
- (2) 図面データの出力機能（DXF、DWG及びSXF規格）を有すること。
- (3) 帳票印刷機能等を有すること。
- (4) 印刷前にプレビュー画面で印刷内容の確認ができること。
- (5) 原稿設計書（金入り）を、鏡部から内訳書、代価表までの 1 式（使用基準書記載、根拠単価表等の記載有）で印刷できること。
- (6) 契約用設計書（金抜き）を、鏡部から内訳書までの 1 式（未添付代価番号非表示）で印刷できること。
- (7) 事前公表用設計書（金抜き）を、鏡部から内訳書、代価表までの 1 式（原稿設

- 計書の金抜き版) 及び管材費集計表、処分費集計表等が印刷できること。
- (8) 鏡部には、年度、工事番号、工事名、工事場所、予算科目等を表示できること。
 - (9) 単価及び設計基準の世代を金入り・金抜き設計書に表示できること。
 - (10) 金入り設計書及び金抜き設計書で摘要欄の表示・非表示の設定ができること。
また、摘要欄に表示する項目を選択できること。
 - (11) 金入り設計書において、数式を表示・反映できること。
 - (12) 自動集計された数量を確認するため、以下の数量計算書を作成できること。
 - ①土工条件設定内容等を記載した条件表
 - ②設定条件ごとの掘削・復旧断面図
 - ③土量計算の根拠(計算式等)
 - ④条件別(口径、管種、土工条件等)管工事集計表
 - ⑤切管換算表
 - ⑥管材費集計表
 - ⑦処分費集計表
 - (13) 設計書の一括印刷、設計書各種ごとの印刷及びページ指定印刷ができること。
 - (14) 設計書の罫線付きPDF及び罫線付きExcelの出力ができること。
 - (15) 数量計算結果を、PDF及びExcelの出力ができること。
 - (16) 各種計算書を画面上で確認でき、印刷もできること。

第3章 プラットフォーム要件

3.1 基本条件

- (1) 設計積算CADシステムについては、オンプレミス方式で運用するものとする。
- (2) サーバ機として、ラック型サーバ1台を本業務にて受託者が設置する予定としているが、別途提案がある場合はこの限りではない。
- (3) 3.2に示す要件を具備するサーバ機器一式であることを条件とする。
- (4) 設置場所については、サーバの規模に応じ局が指示する場所に配置し、庁内ネットワークを介して利用できること。
- (5) バックアップ機能は、差分バックアップ又は増分バックアップに対応できる機能を有したものとする。ただし、対象データの容量が少ない場合は世代バックアップでも可とする。

3.2 サーバ要件

- (1) ハードウェアは、システムに影響がない構成にて提供すること。
- (2) サーバの形態は、ラック搭載型とし局サーバ室内の局が保有する既設のサーバラックに格納すること。また、ラック搭載用キットも用意すること。
- (3) Wake On Lan 機能搭載型とすること
- (4) 5年オンサイト保守+定期点検(1回/年)とすること。

- (5) 設置場所は、徳島市上下水道局本庁舎内とする。
- (6) サーバのスペックは以下のとおり。
 - OS: Windows Server 2022 Standard (16コア)
 - CPU: Intel Xeon E-2414 プロセッサ
(4コア/2.60GHz) 以上
 - メモリ: 32GB 以上
 - ディスク容量: 1.2TB 以上×2 RAID1
 - 光学ドライブ: 内蔵DVD-ROM 又は内蔵スーパーマルチ
 - CAL: 11 ユーザー CAL
- (7) バックアップ等の処理において、操作クライアントのレスポンスに影響が出ない構成であること。
- (8) 5年間の使用を想定しているため、それに耐えうるシステム構成及び機器とすること。万が一機器等の故障が発生した場合は、バックアップデータをもとに速やかにシステム利用が再開できるよう対応すること。
- (9) 運用期間中のデータ量、処理量の増加を考慮した機器構成とし、利用者が快適なレスポンスで利用することを前提に必要な機器を提供すること。
- (10) 保守メンテナンスの際は、サーバの残容量の監視を定期的に行うこと。
- (11) サーバ等の電源について冗長化を行うこと。

3.3 クライアント要件

- (1) 局で保有するクライアント端末の利用を前提とし、複数メーカーの複数機種に対応すること。

①クライアント数

対象となるクライアント	クライアント数
業務ネットワーク配下のクライアント	27台

②局クライアント端末のスペック

既存クライアント端末のスペックは以下のとおり。

クライアント端末	
OS	Windows 11
CPU	Intel(R) Core(TM) i5-14500(2.60GHz)
メモリ	8GB 相当

③局クライアント端末のスペック

既存クライアントのOSはWindows 11(64bit)であるが、新しく発売されるクライアントOSにも適宜対応し、長期に渡って新システムの利

用を保証すること。

④ウイルス対策及びパッチ適応への対応

各クライアントには、セキュリティ対策としてOSやブラウザなどへのパッチ適用が行われることを前提とすること。

3. 4 ネットワーク要件

ネットワーク機器については、局の設備を利用することを前提とする。

3. 5 環境要件

- (1) システムの安定稼働のために、必要に応じて基本的な操作研修を行う検証環境を用意すること。
- (2) 緊急対応や技術支援が必要な際に、迅速に対応可能な場所に保守拠点が存在すること。

3. 6 構築、調整

受託者は前述のハードウェアについて、次のとおり構築及び調整を行うものとする。

- (1) 機器の運搬・搬入
- (2) 機器の設置
- (3) ソフトウェアのインストール
- (4) 機器の調整（単体装置・組合せ装置の調整・設定及び機能確認）
システムの仕様、管理運用手法について、受託者は検証結果を局に報告すること。
- (5) 局の既設庁内LANに接続し、ネットワークの調整を行うものとする。
- (6) ネットワークに関する設定は局の指示に従うものとし、サーバ機及びバックアップ用PCは、アクティブディレクトリ環境に参加させるとともに、局のセキュリティ対策ソフトウェア（トレンドマイクロ社製ウイルスバスターApexOne及びSKYSEA社SKYSEA Client View）等の導入について必要な支援を行うこと。また、既設クライアントPCについては上記セキュリティ対策ソフトウェアがインストール済みであるため、システムの構築にあたり正常な動作を確立すること。
- (7) 梱包材等の機器設置後に不要となるものは、受託者が回収・撤去すること。

第4章 研修要件

4. 1 基本的な考え方

システムの安定稼働、業務効率の改善のためには、業務に携わる職員一人ひとりに業務の運用に関する正しい理解と、操作に必要な知識やノウハウを習得させることが重要であることから、システム稼働前及び適切な時期に基本的な操作方法を中心とした研修を実施すること。また、受託者は操作研修のスケジュールを作成して局へ提出

し、局担当者と協議のうえ実施すること。

4. 2 研修環境

研修環境に関しては、以下の作業を委託範囲とする。

- (1) 研修に必要なテキスト等の資料（操作マニュアル）を作成し、電子媒体と紙媒体で提供すること。また、局が必要な範囲で複製、改変を実施すること。
- (2) 本システム稼働前に、習熟を必要とする職員全員を対象に研修を実施すること。
- (3) 研修の実施場所、研修に必要な機材、ネットワーク環境等は局が準備する。

4. 3 研修要件に関する提案依頼事項

以上の要件を踏まえ、研修環境の構成、実施する研修内容、研修実施計画等については、受託者より有益な提案を求める。

第5章 賃貸借

5. 1 賃貸借対象機器

賃貸借対象機器は、次のとおりとする。

- (1) サーバ機 一式
- (2) ソフトウェア 一式

5. 2 賃貸借期間

システム賃貸借の履行期間は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 令和10年度 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 令和11年度 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) 令和12年度 令和12年4月1日から令和13年3月31日まで
- (6) 令和13年度 令和13年4月1日から令和13年12月31日まで

5. 3 賃貸借期間の延長

本システムは賃貸借期間終了後、賃貸借の再契約を行うことにより、賃貸借期間の延長を行えるものとする。ただし、賃貸借を行うシステムの保守内容については本仕様書のとおりとする。

5. 4 システムの返還

本業務の賃貸借期間終了後、本業務で導入したシステム及びハードウェアは受託者へ返還するものとする。ただし、賃貸借期間終了時に受託者の責任において端末の記憶装置内のデータが復旧不可能になるように完全消去すること。消去方法は、局の了承を得て最適と判断される方法とし、当該作業後、証明書を提出すること。

5. 5 賃貸借料の支払い

年度払い（請求書受理後30日以内）

5. 6 その他

- （1） 賃貸借の開始時において、納入物は本仕様書に基づき、完全に使用できるものでなければならない。特に機能未実装及びデータ移行等における欠落・不足等があってはならない。
- （2） 賃貸借期間終了後の機器等の撤去は受託者が行うこと。

第6章 システムソフトウェア保守

受託者は、本業務の検収により成果品の受け渡しを行ったのち、システム保守作業を実施すること。また、システム保守作業の主な内容は次の各号に示す保守作業とする。

6. 1 保守範囲

保守対象は以下のとおりとする。

項目	内容
設計積算CADシステム	システム運用・保守 問い合わせ対応 データ改定作業
上記システム用サーバ機器一式	障害時対応

6. 2 システム保守期間

システム保守作業の履行期間は、次のとおりとする。

- （1） 令和8年度 令和9年1月1日から令和9年3月31日まで
- （2） 令和9年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- （3） 令和10年度 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで
- （4） 令和11年度 令和11年4月1日から令和12年3月31日まで
- （5） 令和12年度 令和12年4月1日から令和13年3月31日まで
- （6） 令和13年度 令和13年4月1日から令和13年12月31日まで

6. 3 保守作業日及び作業時間

保守作業時間は、原則として次の各号に定める日を除く、午前9時00分から午後5時00分までとする。ただし、上記以外で局が日時を指定する場合又はトラブルなど緊急で作業が必要な場合は協議により決定し、実施するものとする。

- （1） 土曜日及び日曜日
- （2） 法律などで定める休日

(3) 年末(12月29日から31日)及び年始(1月1日から3日)

6. 4 システム保守期間の延長

本システムは賃貸借期間終了後、賃貸借の再契約を行うことにより、システム保守期間の延長を行えるものとする。ただし、システムの保守内容については本仕様書のとおりとする。

6. 5 保守対象ソフトウェア

保守対象ソフトウェアは、本仕様書に記載のあるすべてのソフトウェアを対象とする。

6. 6 運用・保守概要

- (1) システム稼働時間は原則として24時間365日とする。システムメンテナンス等でサービスを停止する必要が発生した場合は、事前に局の承認を得ること。
- (2) ヘルプデスクを設置すること。
 - ① 問い合わせ方法は、電話およびメールとする。
 - ② ヘルプデスクの対応時間は、緊急時を除き平日9時00分から17時30分までとする。
- (3) 運用業務を統括する窓口責任者と業務を遂行する担当者を設け、局の業務運用を円滑に進める支援体制を整えること。

6. 7 作業内容

保守作業内容は、次の各号に定める内容とする。

- (1) 受託者は、通常保守作業として保守担当技術者を派遣し、適宜必要な保守作業を行うこと。
- (2) 受託者は、本システムについてトラブル等の連絡があった場合は、速やかに保守担当技術者を派遣して必要な保守作業又は修理を行うこと。作業完了後は障害等対応報告書を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、本システムの良好な稼働状況を保つための技術変更を行う必要が生じたときは、局と協議のうえ技術変更を実施すること。
- (4) 受託者は、通常保守作業について保守計画書を提出すること。
- (5) ソフトウェアの不稼働を含む稼働不良に関する対応をすること。
- (6) 操作方法に関する問い合わせに対応し、必要に応じて操作説明等を局に行うこと。
- (7) ソフトウェアの運用又は使用に関する技術サービスを提供すること。
- (8) ソフトウェアの稼働環境のバックアップを保持すること。バックアップは年1回程度実施するほか、システム環境の変更等の機会においても適宜実施すること。

- (9) 上記保守作業に加え、システム環境の定期点検及び必要部品の性能試験、テクニカルサポート及び情報提供として半期に1度以上の定期訪問を実施すること。
- (10) 前述のすべての保守作業において、作業完了後は速やかに報告書を作成し提出すること。
- (11) 機器等に障害が発生した場合は、連絡を受けてから速やかに設置先での機器等の修理若しくは代替品交換等の作業に着手して職員の作業に支障がでないようにすること。やむを得ない事象により着手できない場合においては、了承を得ること。なお、端末障害対応のうちストレージ（ハードディスク等）交換対応をした場合は、リカバリイメージより復元後ライセンス認証等の再登録が必要な場合は実施し、通常作業が可能な状態に調整すること。交換後の不要となった記憶装置については、受託者の責任において端末の記憶装置内のデータが復旧不可能になるように完全消去すること。消去方法は、局の了承を得て最適と判断される方法とし、当該作業後、証明書を提出すること。
- (12) 受託者は、局が本システムの更改を行う際には、次期システムにおける事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。また、データ移行で必要となる情報提供等の支援を行うこと。
- (13) システム安定稼働支援として、サーバ及び周辺機器のメンテナンスを実施すること。また、上記機器のレスポンスダウンや不具合等が発生した場合は、速やかに改善に努めること。
- (14) 緊急時の連絡を円滑に行うための連絡体制を明確にすること。障害時連絡体制の対応時間帯は、原則として前記のヘルプデスク対応時間帯とする。
- (15) 障害等の原因の切り分けが困難な場合は受託者が納入したか否かに関わらず、その原因の切り分けに協力すること。
- (16) 障害を検知した場合は、迅速に復旧作業を実施すると同時に、関連情報を収集し内容を分析し報告すること。
- (17) 障害の原因、復旧作業、再発の防止策等を局に報告すること。報告には以下の報告内容を含めることとし、その他必要と考えられる項目についても報告すること。
 - ① 発生状況（発生日時、回復時間、停止時間、影響範囲、障害概要）
 - ② 障害対応状況（障害原因、障害機器、障害ソフトウェア、対処内容、現在の状況）
 - ③ 再発防止策
- (18) システムに対して性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たなOSやブラウザへの対応等、契約の範囲内において対応すること。

6. 8 成果品

本作業における成果品は、次のとおりとする。

- (1) システム保守計画書（各年度内） 一式（紙ベース及び電子データ）

- (2) システム保守報告書（各年度内） 一式（紙ベース及び電子データ）

第7章 業務成果品

7.1 点検、検査

本システムを導入後、履行計画書に基づいてシステム動作テストを実施するとともに、局担当者による稼働検査に合格すること。システムに不備が発見された場合は、受託者が費用を負担し速やかにプログラム修正を行うこと。

7.2 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 本システム（Windows 11 対応） | 11 ライセンス |
| (2) 設計積算CADシステム操作マニュアル | 5部 |
| (3) 操作マニュアルデータ | 一式 |
| (4) サーバ（ラックマウント型） | 1台 |
| (5) 関連ソフトウェア | 一式 |

令和8年度

設計積算CADシステム導入業務

設 計 書

